

汚水処理施設の10年概成(汚水管の面整備)について

平成26年1月30日付(平成25年度)
「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」
国土交通省・農林水産省・環境省 通知

【背景】

- ・汚水処理施設の未整備箇所が存在

【目的】

- ・汚水処理施設の早期整備



令和8年度までの汚水処理施設の概成を目指した各種汚水処理施設の整備内容等を示すアクションプランを策定すること。

「汚水処理の概成」とは

- ・下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合(汚水処理人口普及率)が95%以上となること。

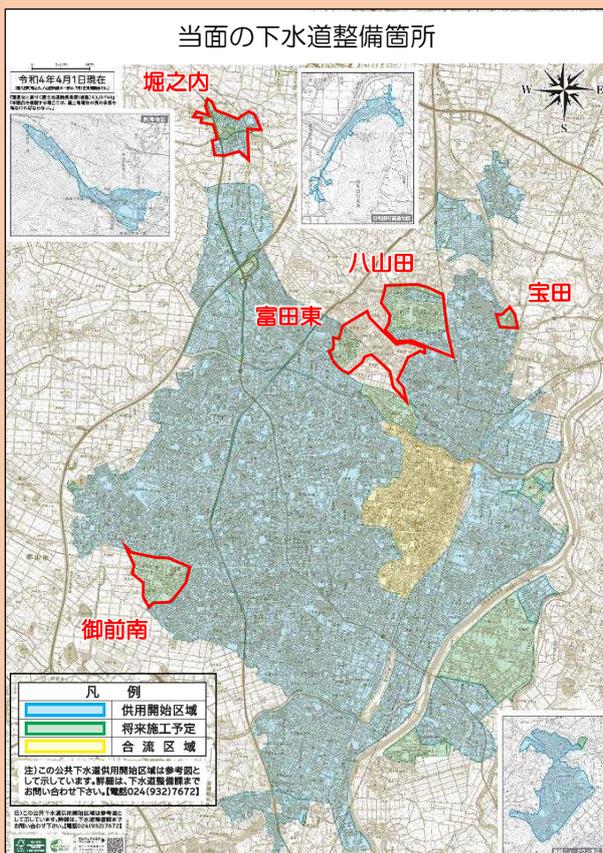
汚水処理施設が概成すると、もしくは令和9年以降は…

- ・下水道施設の新規整備に係る国庫補助金の交付額が減少(想定)
- ・下水道施設の改築更新に係る国庫補助金の廃止(想定)

経営の安定化・健全化が重要

◆郡山市下水道下水道全体計画整備概成アクションプラン

(平成28年度作成・平成30年度時点修正)

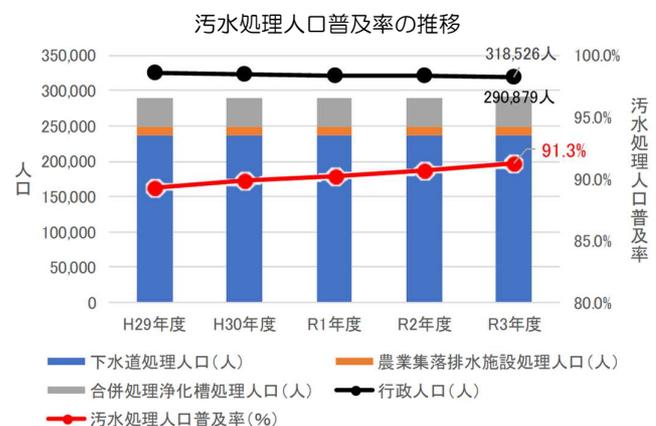


○汚水処理施設の状況(令和3年度末現在)

下水道：整備中
農業集落排水施設：概成(整備済み)
合併処理浄化槽：個人が設置

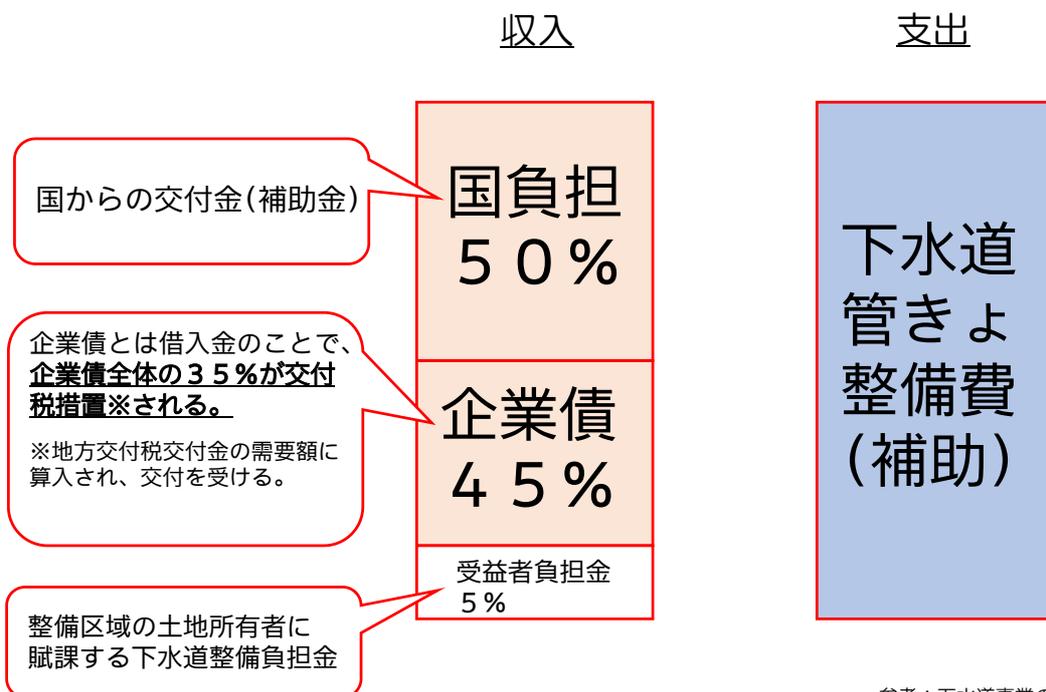
○整備方針

- ・人口密度、合併処理浄化槽の設置状況等から優先整備箇所を抽出し、下水道の整備を進める。



市街化区域において、早期下水道整備を目指す。

下水道整備(補助)の財源構成イメージ



参考：下水道事業の手引（令和4年版）

memo
